

## 1. 地域公共交通計画との関係性

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付を受けて、補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合は、地域公共交通計画に補助系統等の位置付けが必要となる。

## 2. 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の概要

※次頁参照

## 3. 補助対象者

西東京バス株式会社

## 4. 補助対象となる系統

■丹波線 ■鴨沢西線 ■数馬線 ■藤倉線  
■小岩線(補助対象路線新設)

## 5. 主な補助要件

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること

## 6. 補助率

補助対象経費の1/2

※補助対象経費: 予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

## 7. 地域公共交通計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

R6. 6	R7計画認定申請
R6. 9	R7計画認定
R6. 10～R7. 9	R7事業実施
R7. 11	R7補助金交付申請
R8. 2	R7補助金交付決定
R8. 4	R7補助金交付

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

## 補助内容

- **補助対象事業者**  
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**  
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



### <補助対象経費算定方法>

**予測費用**  
(事業者のキロ当たり経常費用見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)  
-  
**予測収益**  
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

- **補助率**  
1/2

### ○ 主な補助要件

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること  
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
- ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
- ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・経常赤字が見込まれること

## 補助対象系統のイメージ

